

電波政策ビジョン懇談会(第 11 回)議事要旨

1 日時

平成 26 年 9 月 8 日(月)17:00~19:00

2 場所

中央合同庁舎第2号館(総務省) 8階 第 1 特別会議室

3 出席者(敬称略)

構成員:

荒川薰(明治大学総合数理学部教授)、大木一夫(一般社団法人情報通信ネットワーカー産業協会専務理事)、大谷和子(株式会社日本総合研究所法務部長)、近藤則子(老テク研究会事務局長)、関口和一(日本経済新聞社)、多賀谷一照(獨協大学法学部教授)、中村秀治(株式会社三菱総合研究所情報通信政策研究本部長)、服部武(上智大学理工学部客員教授)、林秀弥(名古屋大学大学院法学研究科教授)、吉川尚宏(A.T.カーニー株式会社パートナー)、三友仁志(早稲田大学大学院)、森川博之(東京大学大学院)、山田澤明(株式会社野村総合研究所)、

総務省:

吉良総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、田原電波政策課長、小川電波政策課企画官、高橋総合通信基盤局総務課長、寺沢基幹通信課長、布施田移動通信課長、吉田事業政策課長、竹村料金サービス課長、新井衛星移動通信課長、杉野電波環境課長

4 配布資料

資料 11-1 前回会合等で示された主な意見【事務局】

資料 11-2 700MHz/900MHz 帯終了促進措置の現状について【事務局】

資料 11-3 移動通信システム用周波数の見通し【事務局】

資料 11-4 諸外国における周波数オークション等の最新動向【マルチメディア振興センター】

資料 11-5 電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング資料 【NTT ドコモ】

資料 11-6 電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング資料 【KDDI】

資料 11-7 電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング資料 【ソフトバンクモバイル】

資料 11-8 電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング資料 【ワイモバイル】

資料 11-9 電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング資料 【日本放送協会】

資料 11-10 電波政策ビジョン懇談会 ヒアリング資料 【日本民間放送連盟】

資料11－11 今後の進め方(案)【事務局】

参考資料11－1 電波政策ビジョン懇談会(第10回)議事要旨(案)【事務局】

5 議事要旨

(1) 開会

(2) 議事

①以下の事項について事務局からの説明

- ・前回会合等で示された主な意見について
- ・700MHz／900MHz帯終了促進措置の現状について
- ・移動通信システム用周波数の見通しについて

資料11－1～3に基づいて、事務局から説明の後、意見交換が行われた。

構成員からの主な意見は次のとおり

(林構成員)

終了促進措置について、民間当事者間の調整に応じない者がいた時にどうするか。国は介入できないのか。

(事務局)

国としては民間事業者間の調整を促していく立場である。

(吉川構成員)

終了促進措置を通じて、民間事業者間の調整について大きなノウハウが得られており、これを共有してほしい。オークションの考え方を導入したという説明があったが、700/900MHz帯時には申請が全て上限値となりオークションとしての意味は全くなかった。ただし、実際に終了時までにかかる費用は、周波数を前倒しして使用できる時間的価値に対する対価という側面もある。つまり、仮に1,800億円を使って、2年早く電波が利用できる場合、1年で900億円の価値があることになる。終了時改めてレビューを行うことが有益。

(多賀谷座長)

土地の公的収用に対する任意買収に当たるものであり、金額算定モデルは複雑であったとしても、レビューは重要。

(服部座長代理)

移動通信システム用周波数の見通しについて、5GHz以下、5~10GHz、10GHz~30GHz帯の間の候補周波数については、実態として既存システムに使われておりクリアバンドではないとされるが、例えば都心部においてはマイクロ中継回線を光にして移動通信用周波数にするなど場所による使い分けも必要ではないか。30GHz帯以上のミリ波は確かに空いているが難しい周波数帯であり使用には工夫が必要。また1.7GHz帯に関してクリアバンドはないのか。

(事務局)

周波数帯に応じた電波特性等を勘案し、技術的検討等を行っていくことになる。また、1.7GHz帯は、既存業務との共有条件等を整理しないとモバイルサービスに割り当てられない状況である。

③ヒアリング、及び意見交換

資料11-4に基づき、マルチメディア振興センターから説明が行われた。

資料11-5に基づき、NTTドコモから説明が行われた。

資料11-6に基づき、KDDIから説明が行われた。

資料11-7に基づき、ソフトバンクモバイルから説明が行われた。

資料11-8に基づき、ワイモバイルから説明が行われた。

資料11-9に基づき、日本放送協会から説明が行われた。

資料11-10に基づき、日本民間放送連盟から説明が行われた。

プレゼンテーションを受けて、構成員からの意見は以下のとおり。

(林構成員)

周波数割当は、電波の公平かつ能率的な利用を確保する観点から実施されるが、「公平」の概念については、①各グループの保有周波数を揃えるという考え方と、②各グループの周波数のひつ迫度を揃えるという考え方がある。米国で導入されているスペクトラムキャップの考え方は、FMMCのプレゼン資料によれば、①の考え方に対する見受けられる。他方、ドコモのプレゼン資料における主張は、②の考え方に基づくものと考えられる。「公平」の考え方については、多義的なものであるが、競争政策とのリンクを考えれば、多くのユーザを獲得した事業者に多くの周波数を割当されないと、ユーザを獲得すればするほど、実効速度等のサービス品質の低下を招くこととなり、競争が成り立たないこととなる。現在の周波数割当においても、1MHzあたり加入者数を算出することにより、ひつ迫度の高い事業者に加点する仕組みとなっているが、今後、競争政策とのリンクを考えれば、この指標の重み付けを高めていくべきではないか。

また、電波は公共の財産であり、周波数割当を受けた事業者は、公共の福祉を増進させる責務がある。周波数オーバークションは、割当プロセスの透明化というメリットも指摘されるが、加えて、

落札金を公共の福祉のために使用することができるというメリットも有していた。現行の周波数割当の仕組みにおいても、割当を受けた事業者による公共の福祉への寄与を義務づけることはできないか、すなわち、経済的価値を反映させた周波数割当を実施できないか、ということが以前当懇談会でも問題提起された。その方法の一つとして、当懇談会において、条件不利地域における高速通信環境の整備を条件とすべきとの意見があった。こうした公共の福祉の増進への寄与を義務づけることも検討すべきではないか。

(NTTドコモ)

ひつ迫度という指標は非常に重要。

(マルチメディア振興センター)

条件不利地域対策に関して、フランスでは800MHz帯のオークションにおいて、エリア整備の義務を課している。英国では、どのモバイルキャリアのネットワークもない地域については、政府資金を投入して、山間部や過疎地域のみにインフラを構築する事業者を別途選定し、各モバイルキャリアはそのインフラ会社のインフラを使用するという形で、条件不利地域対策を行っている事例がある。

また、英国においては、全国各地にネットワークを効率的に構築する観点からキャリア間でインフラの合弁会社を新たに設立しており、設備ベースの基地局共用等が進んでいる。

(関口構成員)

モバイル用トラヒックの上下非対称性の状況はどのようにになっているのか。

(事務局)

移動通信トラヒックについて中継パケット交換機を通るトラヒックを集計。データ伝送であるため上りが1に対して下りが7~8程度と非対称となっている。

(山田構成員)

増大する需要に対して、周波数の確保と、その後の配分の話を分けて考えていくことが必要。周波数幅の確保の全体像を考えた上で、共用も含めた配分を議論すべき。

(大谷構成員)

米国3.5GHz帯の周波数アクセスシステム(SAS)について、構築主体や運用主体はどこが担っているのか。また運営費用等はどこが賄っているのか。

(マルチメディア振興センター)

テレビホワイトスペース用の位置情報と空チャンネル情報のDBシステムを応用し、第三者機関による運用が検討される。費用はシステムの利用者が負担する方法が、現在、検討されている。

(多賀谷座長)

第三者機関は営利ベースか、それとも非営利ベースか。

(マルチメディア振興センター)

アメリカで導入されているテレビホワイトスペースの運用のように、FCCから承認されたデータベース運用事業者が独自に運用し、ユーザからデータベース利用料を徴収するという運用である。

(近藤構成員)

東京にいると民放の放送はたくさん見られるが地方ではそうではない。全国で視聴可能なものを優先し、合併や統合で電波を空け、ひつ迫する通信の方に周波数を割り当てるというような制度が検討されたことはあるか。

(多賀谷座長)

行われていないと思われる。

放送局のみならず、放送事業用無線局が他の一般の通信事業者の無線局と比べて特別に扱われるべき理由について、もう少し説明いただきたい

(日本民間放送連盟)

番組を迅速に視聴者に届けるためにFPUや連絡無線、また番組中継用の固定回線等を使用しており、これらは迅速な報道、生中継等には不可欠。先日の広島土砂災害の中継でも分かるとおり、放送事業用無線局があるからこそ、放送が成り立っている。

(吉川構成員)

経済的価値を反映した周波数割当のあり方というのが大きな論点。電波利用料について周波数共用を行う場合にどうしていくのか、キャリアアグリゲーションやLSA(一定の干渉リスク)などをどう判断していくかも検討してはどうか。

(荒川構成員)

海外で周波数再編をしてRFIDの移行をしている事例があるのか。またそのノウハウはあるか。

(事務局)

海外でのRFIDの周波数移行の事例やノウハウについては今のところ情報は持ちあわせていない。

(服部座長代理)

官民共用はインパクトのある利用形態であり、欧州では軍事・防衛用も検討対象とされている。日本でも官民共用について議論を進めていくことが重要。

技術中立的な周波数割当てとして用いる技術の自由度を上げる意義は理解するが、クリアバンドではない他システムとの共用が前提の場合には、具体的な技術・システムを想定することが必要。

(事務局)

公共業務用の周波数帯の共用については、技術的な課題や地域的な共用等を含めて、共用技術というのを考えていくことが必要。

(関口構成員)

ヒアリングにおいて、周波数オークション導入については慎重な意見が多かった。一方、米国においては20年の歴史があることなども鑑み、特区的に例外的・部分的に導入する方法などもあるのではないか。

(森川構成員)

今後様々な周波数共用が登場すると思われる中で、多角的検討が重要であり、割当て手法の一つのオプションとしてオークションも考えておくことは有用かもしれない。

(中村構成員)

仮にオークションを導入しようとした場合、利用者料金にどう影響があるのかモバイル産業全体の発展のブレーキとならないように十分気をつけて検討すべきである。

(服部座長代理)

割当後に全て当事者間で課題を解決することは困難となる場合もあるため何らかの形で仲介する方法を検討することが望ましい。

周波数割当について、比較審査方式を行い電波利用料を徴収することで良いと思われるが、専用電波、共用電波、移行を伴う電波など一層多様な状況となると考えられるため、比較審査としても一層の工夫が必要。

④その他

資料11-11に基づいて、事務局から説明があり、了承された。

(3)閉会